

# 入札公告

委託業務について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成28年2月26日

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長 森本 泰介

## 1 入札に付する事項

- (1) 案件名称  
京都市立京北病院医療事務等業務
- (2) 履行場所  
仕様書（当機構経営企画局窓口にて掲示）のとおりに
- (3) 履行期限  
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 契約条件  
仕様書（当機構経営企画局窓口にて掲示）のとおりに
- (5) 入札方法  
入札は、入札者（代理人を含む。）による入札書の直接提出により行うものとし、郵送等による入札は認めないものとする。
- (6) 入札保証金  
免除

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 京都市の指名競争入札有資格者名簿（物品関係）に搭載されていること。
- (2) 公示の日から入札の日において、競争入札参加資格停止を受け、その期間中でないこと。
- (3) 京都市内に本店、支店又はこれに準じる事業所を有すること。
- (4) 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの間に、病床数60床以上の病院において、入院・外来等の医事業務を2年以上、元請業者として受託した実績があること。  
（契約書の写し及び業務内容の分かる仕様書等の写し等を提出すること。）
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格ISO/IEC27001:2005、国内規格JIS Q 27001:2006の認証取得事業者であること。（認証の写し等を提出すること。）

## 3 入札手続き

- (1) 入札参加申込書の提出  
入札に参加しようとする者は、あらかじめ入札参加申込書の交付を受け、期日までに当該入札予定機器の定価見積書を添付のうえ、提出すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の確認申請  
入札に参加しようとする者は、上記入札に参加する者に必要な資格を有することを証する書面を期日までに提出すること。

審査結果については、口頭により通知するものとする。なお、入札参加資格を有しないと認められた旨の通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、通知の日から平成28年3月3日（木）午後5時まで（土、日、祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）に、その旨を記載した書面を3(6)の場所まで提出すること。説明を求めた者に対しては、平成28年3月4日（金）までに書面にて回答する。

(3) 入札書の交付

入札に参加する者に必要な資格の審査の結果、申請者に入札参加資格があるものと認められるときは、入札書を交付する。

(4) 入札参加申込書の交付及び提出期間

公告の日から平成28年3月3日（木）午後5時まで（土、日、祝日を除く。）

(5) 入札に参加する者に必要な資格の申請書類の提出期間

公告の日から平成28年3月3日（木）午後5時まで（土、日、祝日を除く。）

(6) 入札参加申込書の交付及び提出並びに入札に参加する者に必要な資格の申請書類の提出場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

地方独立行政法人京都市立病院機構経営企画局経営企画課契約係

（電話 075-311-5311 内線 2536）

4 入札及び開札の日時、場所等

(1) 日時

平成28年3月7日（月）午後1時30分

(2) 場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院 本館5階会議室

(3) 入札及び開札方法

入札書は封入及び割印を押印した状態で持参すること。入札終了後、直ちに開札を行い、落札予定者を決定することとする。

5 入札予定価格

金69,678,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

契約金額は、入札金額に100分の108を乗じた金額とする。

6 その他

(1) 入札予定価格の制限の範囲内での最低価格入札者を落札予定者とする。

(2) 本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書や、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(3) 落札予定者は、落札後に当該物品の納入期限につき協議を行い、契約の締結に至ったときは、遅滞なく当該物品を納入すること。

#### 7 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しなかったときは、この公告は無効とする。この場合において、本件調達のために作った準備行為等に係る費用が既に発生していても、契約者は、その費用を地方独立行政法人京都市立病院機構に請求することはできない。